

## 気候変動枠組条約第 13 回締約国会議 (COP13) 及び 京都議定書第 3 回締約国会合 (COP/MOP3) の結果について

### 1. 概要

交渉は、非常に難航したが、バリ・ロードマップが採択され、2009 年の合意を目指し、すべての国が参加する次期枠組みの交渉の場が立ち上がった。(先進国の更なる約束に関する作業部会との「2トラック」)

我が国は具体的な決定案を早い段階で提案するなど、積極的に貢献。

その間、米、中、EU などと閣僚間でバイ会談を実施し、合意形成に向けて働きかけを行った。

日本提案に概ね沿った形で成果を得られたことを評価。

今後、我が国の目標等の検討を加速化させるとともに、G 8 議長国として、国際交渉をリードすることが必要。

### 2. 主たる項目ごとの結論

#### (1) 2013 年以降の枠組み

##### 条約プロセス (バリ・ロードマップ)

条約の下に、2013 年以降の枠組み等を議論する新たな特別作業部会 (AWG) を設置し、2009 年までに作業を終えることに合意。今後、1) 長期目標、2) 削減措置 (緩和) の拡大 (比較可能性を確保した米を含むすべての先進国による削減の約束または行動、途上国による計測・報告・検証可能な手法での削減行動等)、3) 気候変動の影響への対応 (適応)、4) 革新的技術開発、技術協力、5) 資金・投資について、検討。

交渉の結果を先取りするおそれのある数値については、記載せず。

先進国の更なる約束に関する第 4 回作業部会 (京都議定書の下での作業部会)

今後の作業計画が合意された。2009 年には検討作業の結果について結論を得ることとなった。

## ( 2 ) 途上国問題

### 適応

「適応基金」の運営のための適応基金理事会を設置することを決定。事務局としては地球環境ファシリティ（GEF）を暫定的に指名。

### 技術移転

GEF が、技術移転促進のための「戦略プログラム」を検討することに合意。技術移転に関する専門家グループ（EGTT）の 2012 年までの活動期限延長と検討作業の拡充に合意。

### 森林

途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減を目的とした実証活動や途上国の能力向上等に取り組むことが決定し、その実証活動の指針を盛り込む。

## 3 . バイ会談について

### ( 1 ) 中国（解振華国家発展改革委員会副主任）

閣僚レベルの交渉に先立ち、枠組みづくりの協力を依頼。

中国から、日本の「クールアース 50」に着目している旨の発言。

### ( 2 ) 米国（ドブリアンスキー国務次官）

最終日における交渉時に会談し、今回の枠組みづくりに協力することで合意。

米国から、G8 サミットでの議論の促進に期待する旨の発言。

### ( 3 ) パン・ギムン国連事務総長

事務総長から、日本の気候変動への取り組みを高く評価する、来年の G8 サミットに向けて日本のリーダーシップへの期待する発言。

# バリ・ロードマップに関するCOP決定のポイント

## 1.【前文】

- (1)温暖化は避けられず、削減対策の遅れは、低いレベルでの安定化の機会を狭め、気候変動の影響を増幅させること。
- (2)条約の究極目的の達成のためには、世界全体のさらなる削減が必要。IPCC 第4次評価報告書にある緊急性を強調する。

## 2.【本文】

- (1)2012年まで及び2013年以降の行動のための、全体的・実効的かつ継続的な条約の実施を可能とする包括的なプロセスを立ち上げる。そのプロセスでは以下の議題に対処する。

世界全体としての削減に向けた長期目標

緩和措置の拡大

- 比較可能性を確保した米を含むすべての先進国による削減の約束または行動
- 途上国による計測・報告・検証可能な手法での削減行動

適応措置の拡大

革新的技術開発と技術協力

資金及び投資の拡充

- (2)新しいプロセスは枠組条約の下に、「長期協力行動のための作業部会」(AWG)を設置し、2009年(COP15)までに作業を完了させる。

- (3)第1回目のAWGは、2008年3月または4月に行うこととし、2008年中は4回開催。

気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）及び  
京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）  
（12月3 - 15日）  
- 概要と評価 -

平成19年12月15日  
日本政府代表団

．全体の概要と評価

1．気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）・京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）は、12月3日～15日の日程で、インドネシアのバリ島で開催された。我が国からは、鴨下一郎環境大臣、小野寺五典外務副大臣、西村六善内閣官房参与、小町恭土外務省地球環境問題担当大使、豊田正和経済産業審議官、小島敏郎環境省地球環境審議官、他が出席した。並行して開催された気候変動に関する貿易大臣非公式対話（8日、9日）には豊田正和経済産業審議官、小町恭土外務省地球環境問題担当大使、草賀純男同経済局審議官、他が、また、気候変動に関する財務大臣ハイレベル会議（11日）には遠藤乙彦財務副大臣、篠原尚之財務官、他がそれぞれ出席した。

2．2013年以降の枠組みについては、枠組条約の下に、新たにアドホック・ワーキング・グループ（AWG）を設置し（京都議定書下の既存のAWGと併行して2トラック）、2013年以降の枠組みを2009年までに合意を得て採択すること等に合意した。その際の議論において考慮される点として、排出削減に関するグローバルな長期目標の検討、すべての先進国による計測・報告・検証可能な緩和の約束又は行動（先進国間の取り組みを比較できるようにする）、途上国による計測・報告・検証可能な緩和の行動、森林、セクター別アプローチ、削減と適応における条約の媒介的役割の強化、小島嶼国などの脆弱な国への支援に関する国際協力、革新的技術開発の協力、資金協力等が明記された。

（注）この交渉は会期終了の14日中に完結せず、日をまたいだ15日、COP全体会合にユドヨノ・インドネシア大統領、バン・ギムン国連事務総長が出席して、各国の歩み寄りを呼びかけ、議論を午後まで行った結果、採択に至った。

3．鴨下環境大臣は、閣僚級会合に出席し、次期枠組みに関し、2009年までに合意形成の必要があること、すべての主要排出国が参加する新たなAWGを条約の下に立ち上げ、京都議定書第3条9に基づくAWGとも連携を図りつつ交渉を行うべきこと、及び緩和、適応、技術、資金の4構成要素の他、長期目標、効率・エネルギー安全保障・コベネフィット、衡平な負担分担等も含むべき等の我が国の立場を説明した。また、バン・ギムン事務総長並びにインドネシア（議長国）、米、中、EU、英、ポーランドの計6か国との間で会談を実施し、上記我が国の基本的立場を説明するとともに各国との協力につき意見交換した。

4．小野寺外務副大臣は、フランス、アルゼンチン、モルディブ、ナイジェリア、チリ、ツバル、タンザニアの7か国の閣僚他との間で二国間会談を実施し、2013年以降の枠組みについての我が国の基本的立場を説明し、特に途上国各国に対して、気候変動の悪影響に脆弱な途上国のためにも、すべての主要排出国が参加する実効性ある枠組みの必要性につき理解を求め、その構築へ向けた協力を求めた。また、会談では我が国考え方に賛同する国に対して適応・緩和支援を検討していく旨説明した。

5．インドネシア商業省が主催した気候変動に関する貿易大臣非公式対話には、30か国及び国際機関（世銀、WTO、UNCTAD、UNFCCC）等が参加（我が国からは、豊田経済産業審議官、小町外務省地球環境問題担当大使、草賀同経済局審議官、他が出席）。貿易・開発・気候変動の相互関連性の検討のため、マルチの枠組での取組が重要であるが、次期枠組み交渉

の終了までは、調査研究を進め、ハイレベルでの対話を継続すべき、との点で意見の一致を見た。当面は、WTO ドーハ・ラウンド交渉の早期かつ成功裡の妥結を優先し、特に環境物品・サービスの貿易自由化を進めることとなった。

6．インドネシア財務省が財務大臣間の非公式な対話として主催した気候変動に関する財務大臣ハイレベル会議には、36 か国及び国際機関（世銀、IMF、UNFCCC 等）が参加（我が国からは、遠藤財務副大臣、篠原財務省財務官、大江外務省国際協力局参事官、他が出席）。開発計画・経済政策に気候変動の観点を組み込む必要性、気候変動への対応での財務大臣の役割の重要性、さらに民間資金を誘引する政策手法の重要性について一致した。多くの国の参加者からクリーン開発メカニズム（CDM）の強化を含む炭素市場発展の必要性が指摘されたほか、途上国の気候変動対策を支援するための国際的資金メカニズムの拡充の必要性が指摘された。

7．次回 COP14・COP/MOP4（2008 年 12 月）については、ポーランドより開催の申し出があった。

#### ．主な成果と概要

##### 1．2013 年以降の枠組み

###### （1）条約の下での AWG（新 AWG（パリ・ロードマップ））

条約の下に、2013 年以降の枠組み等を議論する新たな検討の場が立ち上げられ、2009 年までに作業を終えることに合意した。

###### （2）先進国（附属書 国）の更なる約束に関する第 4 回 AWG

AWG における今後の作業計画が合意された。2009 年には、検討作業の結果について結論を得ることとなった。

###### （3）京都議定書第 9 条に基づく議定書の見直し（9 条レビュー）

明年実施される第 2 回目の見直しにおける検討項目が課題であったが、対象項目を限定しない形で合意に達した。

##### 2．途上国問題

###### （1）適応

CDM のクレジットの 2% を原資とする「適応基金」については、適応基金理事会を設置することが決定され、事務局としては地球環境ファシリティ（GEF）被信託者としては世銀が暫定的に指名された。プロジェクトの実施については、一定の条件を満たせば途上国が直接行うことも認めることとなった。

###### （2）技術移転

GEF が技術移転促進のための「ストラテジック・プログラム」を検討報告し、2008 年 6 月の補助機関会合で検討することが合意された。また、技術移転に関する専門家グループ（EGTT）の 2012 年までの活動期間延長と検討作業の拡充が図られた。

###### （3）森林

現在の枠組みで対応していない途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減を次期枠組みに組み込む方向での検討を開始すること、実証活動や能力開発に取り組むことが決定され、その実証活動のガイダンスが盛り込まれた。

##### 1．2013 年以降の枠組みについて

主に以下 4 つの議題の下で議論が行われた。

###### （1）条約下の長期協力の行動に関する AWG（新 AWG（パリ・ロードマップ））

「気候変動に対応するための長期的協力の行動に関する対話」の終了に伴い、すべての締約国が参加して 2013 年以降の実効ある枠組みを検討するための新たな検討の場を条約の下に立ち上げるべく協議が行われ、枠組条約の下に、新たに AWG を設置し( 2トラック ) 2009 年までに合意を得て採択すること等に合意した。その際の議論において考慮される点として、排出削減に関するグローバルな長期目標の検討、すべての先進国による計測・報告・検証可能な緩和の約束又は行動( 先進国間の取り組みを比較できるようにする ) 途上国による計測・報告・検証可能な手法での緩和の行動、森林、セクター別アプローチ、排出削減と様々な活動との統合、小島嶼国などの脆弱な国への支援に関する国際協力、革新的技術開発の協力、資金協力等が明記された。初回の AWG は、2008 年 3 月又は 4 月に開催されることで合意した。

#### ( 2 ) 先進国( 附属書 国 ) の更なる約束に関する第 4 回 AWG4

AWG における今後の作業計画が合意された。作業の進捗においては、作業部会における検討と京都議定書におけるプロセスを調整し、作業の重複を避けることとなった。2008 年には、事務局への情報提供、関連のワークショップ、テクニカル・ペーパーの作成などを通じて、削減に関する手法の検討を進めることとなった。2009 年には検討作業の結果について結論を得ることとなった。また、ウィーン会合( AWG の前半会合との位置づけ ) で認識した IPCC の第 4 次評価報告書の分析( 世界全体での削減目標、先進国による削減幅等 ) についても言及された。

#### ( 3 ) 京都議定書第 9 条に基づく議定書の見直し( 9 条レビュー )

2008 年の COP/MOP4 で行う第 2 回目の見直しにおける検討項目を特定することが課題であった。先進国の義務を中心とする議定書の実施状況の履行のみが見直しの対象であるとの途上国の主張と、幅広い事項を見直しの対象とすることにより、議定書の実効性を向上させることが見直しの目的であるべきとの先進国の主張が平行線をたどったが、結局、対象事項を限定しない形で合意に達した。

#### ( 4 ) ロシア提案( 条約の下での自発的約束のあり方及び附属書の改正手続の簡素化 )

5 月に行われたワークショップの報告が行われ、今後、条約の下における長期的協力に関する AWG 及び議定書 9 条に基づく議定書の見直しにおいて、ロシアがこの件を取りあげることを招待するとの内容の結論が出された。( これまで、途上国側は本件を正式な議題とすることはできないと主張していたが、今回の議論により、正式な議論が行われる途が開かれた。 )

## 2 . 適応

CDM のクレジットの 2% を原資とする「適応基金」については COP/MOP2 において管理原則等につき決議された。COP/MOP3 においては、適応基金理事会を設置することが決定され、同理事会の下、事務局としては GEF、被信託者としては世銀が暫定的に指名された( 3 年後にレビュー予定 )。同理事会は COP/MOP の定める原則の下でプロジェクト採否を決定する権限を持ち、COP/MOP に毎年業務報告を行う。プロジェクトの実施については、GEF と同様に国際機関等が行う場合のほか、一定の条件を満たせば途上国が直接行うことも認めることになった。

## 3 . 技術の開発及び移転

会議冒頭、条約の下での実施状況を見直す必要があるとの決定に基づき交渉が行われ、実施に関する補助機関会合( SBI ) の下でも技術移転の議論を行うこととなった。技術移転の実施の促進のために資金移転が必要であるとの途上国の要求に応え、GEF に技術移転促進のための「ストラテジック・プログラム」の検討を求め、第 28 回補助機関会合( 2008 年 6 月 ) までに報告を受け、検討することが合意された。また、科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合( SBSTA ) の下では、諮問機関として活動してきた技術移転に関する専門家グルー

ブ (EGTT) の 2012 年までの活動期限延長と検討作業の拡充 (技術移転の実施状況のパフォーマンス指標の開発を含む) が図られた。

#### 4. キャパシティ・ビルディング

マラケシュ合意 (COP7 決定 2) に基づいて実施されるキャパシティ・ビルディング活動に関して各国からの更なる情報提供を求め、またキャパシティ・ビルディング活動の国・世界レベルでのモニタリング・評価の方法について議論を行う必要性を確認した。更に、2008 年 6 月に開催される包括的レビューを 2009 年 12 月までに終了することを確認した。

#### 5. 森林

SBSTA での 2 年間の検討を経て決議案が採択された。決議において、各締約国は途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減を目的とした実証活動や途上国のキャパシティ・ビルディング等に取り組むことが決定され、その実証活動のガイダンスが盛り込まれた。また、次回 COP14 に向けて SBSTA で方法論的課題に関する作業を行うことが決定された。さらに、次期枠組み検討において、関連する政策措置とインセンティブについて検討すること、森林に蓄積された炭素の保全・増加の役割についても検討することが決定された。なお、今次交渉の主要論点の一つであった新たな政策措置とインセンティブの対象となる活動について、我が国は森林減少のみならず森林減少に至らない森林劣化にも取り組む重要性を主張し、多くの途上国の強い支持を得て合意された。今日の決議の採択は、現行の枠組で対応していない排出源対策に取り組む方向で検討することに合意したものであり、全球的な排出削減に寄与することが期待される。今後の課題として、森林減少・劣化に由来する排出削減量の算定・観測手法の開発、インセンティブを与える具体的な仕組みの検討等が挙げられる。我が国は方法論的課題の解決に貢献するため、次回 COP14 の前にワークショップをホストする意志があることを表明し、歓迎された。

#### 6. 京都メカニズム (CDM 等)

CDM に関しては、CDM 申請案件数が増加傾向にある中、制度運営の更なる透明性・効率性の向上に関する決定が行われた。また、二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 技術の CDM としての扱いについては、COP/MOP4 でのガイダンスの採択に向けて検討が行われ、今後 1 年間の具体的な作業・検討スケジュールが決定した。小規模植林 CDM の上限値を、これまでの 2 倍に当たる年間吸収量 16 キロ CO<sub>2</sub> トンに引き上げることが決定した。

##### . その他の個別議題概要

#### 1. 国際航空・海運からの排出

本議題の議論を要求する一部先進国と、それを認めない一部途上国との対立のため、議題の取り扱いにつき合意が得られず次回会合で再び議論することとなった。

#### 2. 非附属書 I 国の国別報告書

「非附属書 I 国の国別報告書に関する専門家諮問グループ」(CGE) のマンデート満了後の措置が議論された。CGE の主目的を国別報告書作成のための技術支援から、レビューなど内容の改善に移していこうとする先進国と、これに反対する途上国の対立状況となり合意に至らず、CGE は活動をいったん休止して本議題は第 28 回補助機関会合 (2008 年 6 月) で継続協議されることとなった。

#### 3. 研究及び組織的観測

気候の全球観測システムを報告する際の改訂ガイドラインが COP13 で採択されるとともに、気候の陸域観測システムに関する標準、ガイダンス文書等の準備枠組みの基準などが合意された。また、地球観測衛星委員会 (CEOS) による GCOS 実施計画の進捗が評価されるとともに、地球観測に関する政府間会合 (GEO) 第 4 回地球観測サミットにおいて UNFCCC

に対する全球地球観測システム ( GEOSS ) の貢献に言及した宣言文が採択されたことが歓迎された。さらに、IPCC 第 4 次評価報告書 ( AR4 ) の成果や気候変動の影響評価、適応等に向けた取組に対する科学的知見の提供において観測 ( 特に先端的観測技術 ) が果たす役割の重要性等について確認された。

#### 4 . IPCC第4次評価報告書 ( AR4 )

第 4 次評価報告書を歓迎し、関連議題全て及び各国の政策の実施に活用すること、IPCC に対し情報提供を引き続き要望すること、また締約国特に附属書 国 ( 先進国 ) に対し、IPCC の活動支援を引き続き要請することを決定した。また、情報交換のためのワークショップ開催、第29回補助機関会合 ( 2008年12月 ) においてAR 4 に関する検討を終えることに合意した。

#### 5 . 条約第 6 条 ( 教育・訓練・普及啓発 )

教育・訓練・普及啓発に関するニュー・デリー行動計画を拡大する 5 か年計画が採択された。

#### 評 価

( 1 ) 我が国は、「美しい星 5 0」の三原則( 主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながること、 各国の事情に配慮し、柔軟且つ多様性のある枠組みとすること、及び 環境の保全と経済発展を両立すること ) を踏まえた枠組みを検討する新たな場の立ち上げを最大の成果とすることを目指して、バリ会合に臨んだ。このため、米国が関与して、主要排出途上国の削減のあり方を議論する正式な交渉の場 ( 新 AWG ) を、枠組条約の下に立ち上げ ( 2トラック )、そこで長期目標や削減対策等について検討し、2009 年までに結論を得るものとの立場を明確に示した日本提案を作成した。10 月の COP13 準備会合 ( 於ポゴール ) で初めて日本提案を紹介し、その後、内容を具体化した日本決定案を作成し、主要な先進国、途上国に対し、二国間会談や様々な機会をとらえて支持の働きかけを行ってきた。今回の決定は、日本提案に概ね沿ったものとなっており、日本が具体的な形でバリ・ロードマップの策定に貢献することができた。また、先進国、途上国のとるべき緩和行動につき、類似の表現を用いて、かつ、その内容についても選択の余地を残したことは、「美しい星 5 0」三原則のうち、すべての国の参加に加えて、柔軟性・多様性の確保の観点から有効であった。

( 2 ) 主要排出国がすべて参加し、実効性のある枠組みの構築を目指しているとの我が国の基本的立場について、内外プレスや NGO に対しても積極的に発信し、我が国が気候変動に消極的であるとの一部の誤解を解消し、正確な理解の促進に努めたことは有用であった。

( 3 ) 北海道洞爺湖サミットにおいては、気候変動を最重要議題のひとつとして取り上げる考えであるが、G8 プロセスや、米国主催の主要経済国への積極的参加を通じて、米国も参加し、正式な交渉が立ち上がった国連プロセスでの交渉の進展に貢献していきたい。

( 4 ) 今後我が国としては、「美しい星 5 0」の三原則の具現化や、新たな資金メカニズムを通じた途上国支援等を通じて、引き続き議論を主導していく考えである。

(了)



## Decision -/CP.13

### Bali Action Plan

*The Conference of the Parties,*

*Resolving* to urgently enhance implementation of the Convention in order to achieve its ultimate objective in full accordance with its principles and commitments,

*Reaffirming* that economic and social development and poverty eradication are global priorities,

*Responding* to the findings of the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change that warming of the climate system is unequivocal, and that delay in reducing emissions significantly constrains opportunities to achieve lower stabilization levels and increases the risk of more severe climate change impacts,

*Recognizing* that deep cuts in global emissions will be required to achieve the ultimate objective of the Convention and emphasizing the urgency<sup>1</sup> to address climate change as indicated in the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change,

1. *Decides* to launch a comprehensive process to enable the full, effective and sustained implementation of the Convention through long-term cooperative action, now, up to and beyond 2012, in order to reach an agreed outcome and adopt a decision at its fifteenth session, by addressing, inter alia:
  - (a) A shared vision for long-term cooperative action, including a long-term global goal for emission reductions, to achieve the ultimate objective of the Convention, in accordance with the provisions and principles of the Convention, in particular the principle of common but differentiated responsibilities and respective capabilities, and taking into account social and economic conditions and other relevant factors;
  - (b) Enhanced national/international action on mitigation of climate change, including, inter alia, consideration of:
    - (i) Measurable, reportable and verifiable nationally appropriate mitigation commitments or actions, including quantified emission limitation and reduction objectives, by all developed country Parties, while ensuring the comparability of efforts among them, taking into account differences in their national circumstances;
    - (ii) Nationally appropriate mitigation actions by developing country Parties in the context of sustainable development, supported and enabled by technology, financing and capacity-building, in a measurable, reportable and verifiable manner;
    - (iii) Policy approaches and positive incentives on issues relating to reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries; and

---

<sup>1</sup> Contribution of Working Group III to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change, Technical Summary, pages 39 and 90, and Chapter 13, page 776.

- the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries;
- (iv) Cooperative sectoral approaches and sector-specific actions, in order to enhance implementation of Article 4, paragraph 1(c), of the Convention;
  - (v) Various approaches, including opportunities for using markets, to enhance the cost-effectiveness of, and to promote, mitigation actions, bearing in mind different circumstances of developed and developing countries;
  - (vi) Economic and social consequences of response measures;
  - (vii) Ways to strengthen the catalytic role of the Convention in encouraging multilateral bodies, the public and private sectors and civil society, building on synergies among activities and processes, as a means to support mitigation in a coherent and integrated manner;
- (c) Enhanced action on adaptation, including, inter alia, consideration of:
- (i) International cooperation to support urgent implementation of adaptation actions, including through vulnerability assessments, prioritization of actions, financial needs assessments, capacity-building and response strategies, integration of adaptation actions into sectoral and national planning, specific projects and programmes, means to incentivize the implementation of adaptation actions, and other ways to enable climate-resilient development and reduce vulnerability of all Parties, taking into account the urgent and immediate needs of developing countries that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change, especially the least developed countries and small island developing States, and further taking into account the needs of countries in Africa affected by drought, desertification and floods;
  - (ii) Risk management and risk reduction strategies, including risk sharing and transfer mechanisms such as insurance;
  - (iii) Disaster reduction strategies and means to address loss and damage associated with climate change impacts in developing countries that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change;
  - (iv) Economic diversification to build resilience;
  - (v) Ways to strengthen the catalytic role of the Convention in encouraging multilateral bodies, the public and private sectors and civil society, building on synergies among activities and processes, as a means to support adaptation in a coherent and integrated manner;
- (d) Enhanced action on technology development and transfer to support action on mitigation and adaptation, including, inter alia, consideration of:
- (i) Effective mechanisms and enhanced means for the removal of obstacles to, and provision of financial and other incentives for, scaling up of the development and transfer of technology to developing country Parties in order to promote access to affordable environmentally sound technologies;
  - (ii) Ways to accelerate deployment, diffusion and transfer of affordable environmentally sound technologies;

- (iii) Cooperation on research and development of current, new and innovative technology, including win-win solutions;
- (iv) The effectiveness of mechanisms and tools for technology cooperation in specific sectors;
- (e) Enhanced action on the provision of financial resources and investment to support action on mitigation and adaptation and technology cooperation, including, inter alia, consideration of:
  - (i) Improved access to adequate, predictable and sustainable financial resources and financial and technical support, and the provision of new and additional resources, including official and concessional funding for developing country Parties;
  - (ii) Positive incentives for developing country Parties for the enhanced implementation of national mitigation strategies and adaptation action;
  - (iii) Innovative means of funding to assist developing country Parties that are particularly vulnerable to the adverse impacts of climate change in meeting the cost of adaptation;
  - (iv) Means to incentivize the implementation of adaptation actions on the basis of sustainable development policies;
  - (v) Mobilization of public- and private-sector funding and investment, including facilitation of carbon-friendly investment choices;
  - (vi) Financial and technical support for capacity-building in the assessment of the costs of adaptation in developing countries, in particular the most vulnerable ones, to aid in determining their financial needs;

2. *Decides* that the process shall be conducted under a subsidiary body under the Convention, hereby established and known as the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention, that shall complete its work in 2009 and present the outcome of its work to the Conference of the Parties for adoption at its fifteenth session;

3. *Agrees* that the process shall begin without delay, that the sessions of the group will be scheduled as often as is feasible and necessary to complete the work of the group, where possible in conjunction with sessions of other bodies established under the Convention, and that its sessions may be complemented by workshops and other activities, as required;

4. *Decides* that the first session of the group shall be held as soon as is feasible and not later than April 2008;

5. *Decides* that the Chair and Vice-Chair of the group, with one being from a Party included in Annex I to the Convention (Annex I Party) and the other being from a Party not included in Annex I to the Convention (non-Annex I Party), shall alternate annually between an Annex I Party and a non-Annex I Party;

6. *Takes note* of the proposed schedule of meetings contained in the annex;

7. *Instructions* the group to develop its work programme at its first session in a coherent and integrated manner;

Advance unedited version

8. *Invites* Parties to submit to the secretariat, by 22 February 2008, their views regarding the work programme, taking into account the elements referred to in paragraph 1 above, to be compiled by the secretariat for consideration by the group at its first meeting;
9. *Requests* the group to report to the Conference of the Parties at its fourteenth session on progress made;
10. *Agrees* to take stock of the progress made, at its fourteenth session, on the basis of the report by the group;
11. *Agrees* that the process shall be informed by, inter alia, the best available scientific information, experience in implementation of the Convention and its Kyoto Protocol, and processes thereunder, outputs from other relevant intergovernmental processes and insights from the business and research communities and civil society;
12. *Notes* that the organization of work of the group will require a significant amount of additional resources to provide for the participation of delegates from Parties eligible to be funded and to provide conference services and substantive support;
13. *Strongly urges* Parties in a position to do so, in order to facilitate the work of the group, to provide contributions to the Trust Fund for Participation in the UNFCCC Process and the Trust Fund for Supplementary Activities for the purposes referred to in paragraph 12 above and to provide other forms of in kind support such as hosting a session of the group.

ANNEX

**Indicative timetable for meetings of the Ad Hoc Working Group on  
Long-term Cooperative Action under the Convention in 2008**

<b>Session</b>	<b>Dates</b>
Session 1	March/April 2008
Session 2	June 2008, in conjunction with the twenty-eighth sessions of the subsidiary bodies
Session 3	August/September 2008
Session 4	December 2008, in conjunction with the fourteenth session of the Conference of the Parties

-----